専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、昭和４６年３月１８日議会の議決により指定された「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、次のとおり専決処分する。

平成２７年２月１２日

東大和市長　尾崎　保夫

記

損害賠償の額を定めることについて

件　　名	損害賠償額	相　　手　　方
東大和狭山緑地内の物損事故による損害賠償	２７，０００円	[redacted]